

令和4年4月26日	資料1
第1回 健康増進に係る科学的な知見を踏まえた技術的事項に関するワーキング・グループ	

**第4期特定健診・特定保健指導の見直しに関する検討会**  
**健康増進に係る科学的な知見を踏まえた技術的事項に関するワーキング・グループ**  
**開催要綱**

**1. 目的**

「第4期特定健診・特定保健指導の見直しに関する検討会」の検討事項のうち、健康増進に係る科学的な知見を踏まえた技術的事項等についての検討を行うため、健康増進に係る科学的な知見を踏まえた技術的事項に関するワーキング・グループ（以下「技術的事項WG」という。）を開催する。

**2. 構成**

- (1) 技術的事項WGは、健康局長が関係者の参集を求め、開催する。
- (2) 技術的事項WGの構成員は、別紙のとおりとする。
- (3) 技術的事項WGに主査を置き、構成員の互選により選出する。
- (4) 主査は、主査代理を指名することができる。
- (5) 技術的事項WGには、必要に応じて別紙に掲げる委員以外の関係者の出席を求めることができる。

**3. 検討会の運営**

- (1) 技術的事項WGの議事は、別に検討会において申し合わせた場合を除き、公開とする。
- (2) 技術的事項WGの庶務は、保険局医療介護連携政策課医療費適正化対策推進室の協力を得て、健康局健康課が行う。
- (3) この要綱に定めるもののほか、技術的事項WGの運営に関し必要な事項は、技術的事項WGの主査が定める。